

## 友部駅周辺滞在空間デザイン実験業務委託 仕様書（案）

1. 委託業務名 友部駅周辺滞在空間デザイン実験業務委託

2. 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。

3. 履行場所 笠間市友部駅前、中央、東平、八雲及び美原地内

### 4. 目的

笠間市の魅力向上と持続するまちづくりを進める上では、「居心地がよいまちなか」を形成することが必要となる。そのため、中心となる友部駅周辺に点在する既存の施設や空間を活用した都市デザイン及び実験イベントを実施し、市民及び来訪者双方のまちなかでの居心地、活動性を高める空間形成に必要な要素の確立を図ることを目的とする。

### 5. 業務内容

※友部駅周辺エリアとは、笠間市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域を指す。

#### (1) 友部駅周辺エリアの価値向上策の研究

第2次総合計画及び笠間市都市計画マスタープランの方向性を踏まえながら、当該周辺エリアの価値向上につながるデザイン形成について研究、提案を行う。

#### (2) 友部駅周辺エリア社会実験の実施

友部駅周辺エリアの活動向上イベントについて、令和4年度に実施した共同研究業務の成果を活用した社会実験を実施する。

なお、当該実験は、当該エリア内の空間を利用したマルシェ等のイベントの1回以上の実施を含めて契約期間中の3週間以上を期間として実施するものとし、期間中の来訪者数やコミュニケーションの発生状況など、当該エリアにおける潜在力を含めた可能性の測定を行うものとする。

#### (3) 協議及び意見交換の実施

上記の(1)及び(2)の実施にあたり、市職員又は市が指定する参画者を対象とした協議及び意見交換を3回以上実施する。また、必要に応じた現地調査を1回以上実施する。

6. 成果品 社会実験実施報告書（価値向上策の提案を含む） 一式

### 7. 業務実施

業務の実施にあたっては、能力、人数等、業務実施に適した人員を配置する。

### 8. 実施状況における確認・協議

業務の実施状況については、随時、必要な協議を行う。

## 9. 成果の帰属及び秘密保持

(1) 本業務により得られた成果は、原則として市に帰属するが、共同研究であることから、受託者が成果として成果品以外の資料を作成することや成果品の利用を拒むものではなく、市と受託者の双方の合意の上で、共同研究の成果として活用を図るものとする。

### (2) 秘密保持

①本業務に関し、市から受領又は閲覧した資料等は、市の了解無く公表又は使用してはならない。

②本業務で知り得た市及び事業者等の業務上の秘密は保持しなければならない。

## 10. 再委託

業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の効果を向上するために必要と思われる業務で、市の承諾を受けた場合は、その一部を第三者に委託することができる。

## 11. その他

業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、または、執行上の疑義が生じた場合は、都度、市と協議して定める。

### 【お問合せ】

笠間市 政策企画部 企画政策課 政策審議G

担当：片岡・枝川

〒309-1792

茨城県笠間市中央三丁目2番1号

電話：0296-77-1101（内線560）

E-mail：kikaku@city.kasama.lg.jp